

## 第2回長野広域連合ごみ処理手数料審議会 議事録

### 【開催概要】

開催日時：平成30年8月24日（金）15時から17時まで

開催場所：長野市城山分室 共用会議室1

### 【次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 事務局長あいさつ
- 4 議事
  - (1) 審議事項
    - ① 前回議事録の確認
    - ② ごみ処理の広域化処理に伴うごみ処理手数料の審議について
    - ③ 答申について
  - (2) その他
- 5 閉会

### 【議事資料】

ごみ処理の広域化処理に伴うごみ処理手数料の審議について

- (1) ごみ処理手数料の算定にあたって : シートNo.1～6
- (2) ごみ処理量の見込み : シートNo.7
- (3) 一般廃棄物会計基準（環境省）によるごみ処理原価 : シートNo.8～12
- (4) 受益者負担の負担割合について : シートNo.13～17

【出席委員】 9名

【欠席委員】 1名

【事務局】 6名

### 【会議内容】

#### 1 開会

会議の公開について報告（事務局）

#### 2 会長あいさつ

（会長） 連日、暑い日が続く中、審議会に御参加いただき御礼申し上げます。本日は、ごみ処理手数料の考え方と答申について審議いただく予定になっています。議事に関しては、各委員の考えに従って御判断いただければと思う。本日も、活発な討議をお願いします。

#### 3 事務局長あいさつ

（事務局長） 本日は、お忙しい中、御出席いただき感謝申し上げます。

長野広域連合では現在、ごみ処理広域化基本計画に基づくごみ処理施設の整備事業を進めているが、前回の審議会以降の進捗状況について報告する。

まず、（仮称）A焼却施設については、名称が「ながの環境エネルギーセンター」に決定した。当施設は焼却炉に点火する火入れ式を9月27日に予定しており、その後、試運転を断続的に行うなど、来年3月の本稼動に向けて順調に工事を進めている。千曲市に建設する（仮称）B焼却施設では、8月3日の臨時議会において工事請負契約の締結が議決され、現在は実施設計を進め

ている。須坂市に建設する一般廃棄物最終処分場は、8月8日に建設事業者主催による安全祈願祭が行われ、着工に向けた準備が進められている。このように、長野広域連合の計画する全ての施設において建設が始まり、ごみ処理の広域化が着実に進んでいる。

本日は、委員の皆様にはそれぞれの立場から忌たんのない御意見を頂くよう、よろしく願います。

#### 4 議 事

##### (1) 審議事項

###### ① 前回議事録の確認

◇前回議事録について報告（事務局）

〈質疑なし〉

###### ② ごみ処理の広域化処理に伴うごみ処理手数料の審議について

◇ごみ処理手数料の算定にあたって

シートNo.1～6 により説明（事務局）

- ( 樽田委員 ) 今回の手数料はA焼却施設（「ながの環境エネルギーセンター」以下同じ）へ直接持ち込まれるごみの手数料ということでよろしいか。
- ( 事務局 ) 今回の手数料は、直接持ち込まれるごみに対して受益者負担として徴収するもので、事業系の収集運搬の車両や住民が直接持ち込んだごみに対して徴収する手数料となる。
- ( 樽田委員 ) そういったことで、ごみ処理原価を算定する際に収集運搬費を除いてあるということよろしいか。
- ( 事務局 ) そのとおりである。
- ( 丸山委員 ) 環境省と全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）の算定基準には、大きな違いがあるのか。
- ( 事務局 ) 基本にごみ処理経費はほぼ決まっているので、大きな差はないと思われる。一番大きな違いは基準が作成された時期で、全都清は昭和54年3月と古く、環境省は平成19年6月に作成されている。中身については、例えば人件費の算定で、全都清は退職手当を除くが、環境省は加えるとある。減価償却の考え方でも、工事費に加える経費について着工前に実施する調査業務があるが、全都清は反映させないが、環境省は反映させている。若干の違いがあるが、環境省の基準を採用したいと考えている。
- ( 庄村委員 ) 国の基準がある中で全都清の基準を採用している自治体もあるが、全都清の基準のメリット、デメリットを教えてください。
- ( 事務局 ) 全都清の基準は昭和54年3月に作られたが、当時はこの基準のみだった。その後、平成19年6月に国の基準が作られ、それ以降の施設は国の基準を参考にしている。基準の作成時期が大きな違いである。
- ( 会長 ) 長野広域では作成時期が最近である国の基準を採用するということである。
- ( 副会長 ) 処理原価を算出する上で市町村の経費を除いているが、そういった経費を含めて処理原価を算定するのではないか。
- ( 事務局 ) 運搬経費については広域化後も各市町村で負担するもので、長野広域連合での負担はない。ほとんどの市町村で指定袋が採用されているが、指定袋の販売代金に運搬経費が含まれている。ごみ処理原価に市町村の経費を含めてしまうと二重徴収となるため、持ち込まれたごみの処理経費に対して算定するものである。
- ( 副会長 ) 持ち込みごみの9割が事業系ということだが、それらは自分で運搬しているのか。

- (事務局) 自ら運搬するほか、収集運搬の許可を持つ事業者へ依頼して搬入する場合もあるが、そういった場合に今回の料金が適用される。
- (樽田委員) 算定期間が3年間ということだが、B焼却施設が稼動した時点で見直す考えでよいか。
- (事務局) 広域管内でごみの搬入施設を市町村で分けており、A焼却施設には千曲市と坂城町のごみは一切入らない。今後、B焼却施設では千曲市、坂城町及び長野市南部の一部地域のごみを搬入、処理することとなるが、現状で千曲市及び坂城町を加えたごみ量で算定すると、処理しないごみの経費まで負担しているという不公平感が出る。そのため、先行して稼動するA焼却施設の処理経費について、実際に持ち込む6市町村の方に負担してもらうという考えから、期間を3年とし、A焼却施設のみのごみ処理経費で原価計算する。
- (樽田委員) 平成34年度からA焼却施設とB焼却施設が稼動した場合は全体で計算し、同じ料金になるのか。
- (事務局) 同じ広域管内で市町村によって搬入する施設が制限され、料金が違うとなれば不公平感が出る。2施設とも同一料金とするため、ごみ処理原価を2施設で算定し、手数料の見直しを行う必要があると考えている。

#### ◇ごみ処理量の見込み

#### ◇一般廃棄物会計基準（環境省）によるごみ処理原価

シートNo.7～12 により説明（事務局）

- (松本委員) A焼却施設へ実際に持ってくるごみ量で計算すると、B焼却施設が稼動していた場合よりも長野市は多く搬入される。その場合、ごみ処理原価を算出する際の分母が多くなっているため、原価が安く出てくる。A焼却施設のみが先行して稼動するため、当面のごみ処理原価について計算上は理解できるが、本来、広域化により2施設でのごみ処理を計画している。A焼却施設のごみ量を計画時より割り増しされた量で計算し、その単価を100パーセント、あるいはこの計算のままで良いか、そういった検討はしたのか。
- (事務局) B焼却施設が完成するまでの間、長野市の全てのごみをA焼却施設で処理するため、それらを反映した形でごみ処理原価の算定を考えている。
- (松本委員) 本来の計画では、ごみ処理量はこれほどない。上乘せされたごみ処理量で原価計算してよいか。その検討をしたのかということである。
- (事務局) B焼却施設が仮に同時に稼動した場合、約6,000トンから8,000トンの量が減る。A焼却施設は発電しており、余剰電力は売電となる。売電分は事業者の収入となり、運営委託費から引かれる。A焼却施設だけで考えれば、ごみ量が増えればごみ処理コストは下がる。一方、B焼却施設はごみが増えればコストも上がる。B焼却施設が稼動した場合、実際にごみがB焼却施設に搬入されるとB焼却施設のコストが上がり、A焼却施設もごみ量が減るためコストが上がる。本来ならばB焼却施設へ搬入するごみをA焼却施設へ搬入すればコストが下がることは理解しているが、現状、掛かっていないコストを手数料に上乘せするのは違うという判断で、今回、現実的な数字で算定している。
- (副会長) その場合、B焼却施設の稼動の際には値上げしなくてはいけない。
- (事務局) B焼却施設稼動後は2施設で計算するため、ごみ処理原価は上がる。実際の手数料はその先の話だが、原価に対して満額もらうかどうか。今日の資料にもあるが、処理原価と手数料は分けて考えている。
- (会長) 今回はB焼却施設が稼動するまでの3年間とし、計算方法は環境省の一般廃棄物会計基準で算定するという考えである。
- (樽田委員) 減価償却期間が30年ということだが、最終処分場の稼動期間を30年と見込んでいるということか。

- (事務局) 最終処分場は埋めて覆土し、最終的には公園等に整備することが通常行われている。長野市内でも、すでに受け入れを止めている最終処分場があるが、現在も管理している。それは安定するまでの期間が必要で、水処理を行わなければならない。15年利用した後、15年管理する必要がある、管理期間も含めて減価償却期間を30年と定めている。
- (樽田委員) 埋め立て終了後、新たな最終処分場を整備するとなると、二重に減価償却をする期間が生じるということか。
- (事務局) 広域連合が負担する処理経費を考えれば、埋め立て期間中は覆土作業や埋め立て物の運搬費用がある。建設に係る減価償却は30年で計算しているが、次の処分場ができた際、残り15年の減価償却分を加えて処理原価とするかはその時点で検討する。なお、環境省の基準では、埋め立て期間以降を含めるのか曖昧であり、今後の課題であると認識している。
- (近藤委員) ごみ処理量見込みについて、今回の考え方で算定した具体的、科学的な算出根拠はあるか。
- (事務局) 本日の資料では3年間のごみ量を記載しているが、実際は平成50年程度までの予測数字がある。ごみ処理広域化基本計画の中で、一つは人口の予測がある。人口予測については、市町村ごとに増減の割合が異なるため、市町村ごとに過去10年間の人口変動のデータを基に、将来の予測を計算式で求めている。ごみ量についても過去のデータを基に計算しているが、指定袋の有料化等で前年から1割から2割ほど減った時期があり、過度な変動を避けるため、比較的短いスパン、過去5年のデータで予測している。収集量を人口で割って算出した一人当たりの年間のごみ量から、予測式により将来的な一人当たりの年間ごみ量を算出し、最後に人口を掛けてごみ量を出している。また、事業系ごみは過去の状況から個別に計算している。今回示した数字は、家庭系と事業系のごみ量を足したものである。細かい計算式になるが、数学的に計算している。
- (近藤委員) それは公開しているのか。
- (事務局) 公開している資料もあるが、少し古い数字であり、今回の数字は出ていない。考え方は同じである。
- (近藤委員) 環境省から平成28年のごみ量が公開されているが、長野市は違う値になっている。ごみの処理量は重要な値なので、住民に対してどのような方法で算出しているのか説明していく必要がある。
- (事務局) 実際にごみ処理手数料を決定し、公にお知らせする際にはそういった資料も付けたい。

#### ◇受益者負担の負担割合について

シートNo.13～17 により説明(事務局)

- (会長) 直接持ち込まれるごみは事業系が多いことから、負担割合は100パーセントという提案である。
- (松本委員) 今回の手数料については持ち込まれる事業系のごみや家庭ごみであり、一般市民も含め、現状の長野市施設から新しい施設に移行した際の料金がどうなるかが一番重要になる。現在、長野市は160円だが、これと変わらない単価であれば利用者はありがたいと思う。だが、B焼却施設の稼働が遅れたことでA焼却施設のごみ量が増え、手数料が割安になっているのは100パーセントの考え方に合致していないと思う。本来なら上がるのであれば、その単価を採用すべきという考え方もあるのではないか。もう一点、長野市もA焼却施設稼働に合わせて手数料を改定する。次の改定を3年後、B焼却施設が稼働するタイミングで見直すということだが、料金改定時期をいつにする

のか。3年とするのであれば、改定する時期を見据えて料金の検討を要望する。

(事務局) 次回の改定はB焼却施設の稼動に合わせて改定する。だが、B焼却施設の稼動時期は現時点では明確でなく、工事請負契約では平成33年9月末に竣工ということで、そこが一つの目安になる。実際にはそれ以前から試運転が始まるためごみの受入時期は違うが、平成33年の半ばに料金の改定を予定しており、その際には改めて審議会を開催する予定である。また、考慮すべきごみ量だが、広域議会のごみ処理経費を削減するために広域化するという認識である。現在の手数料より安くなるというのが議員の共通認識であるため、その辺りも踏まえて議論をお願いします。

(松本委員) 市町村のごみ処理原価は、広域に対するごみ処理の負担金に収集経費を加えて出すため、この単価より安くなるのは承知している。だが、本来の計画における単価ではないため、今回の算出方法で良いのか疑問である。手数料を決める上で、そういった要素は抜く、あるいは全部を考慮して検討する必要がある。B焼却施設の稼動時期が決まっていなため、その経費は一切見ないという考えだが、B焼却施設の稼動を見据えて処理原価を算出する方法もある。今回、B焼却施設の処理分を見ないということであれば、A焼却施設が処理する予定のごみ量で算出すべきという議論がないが、A焼却施設のみの手数料ということであれば、A焼却施設のみのごみ量の予測に基づいて処理原価を算定するのが筋ではないか。

(事務局) 現実にB焼却施設は稼動しておらず、その分のごみはどこが処理するのかという話で、それはA焼却施設や既存の葛尾組合で処理をする。葛尾組合は広域連合とは違う組織で、葛尾組合は独自の処理経費を負担し、処理手数料を徴収しているため、長野広域とすれば、現実に入ってくるごみ量でコストを計算する必要があるという考えである。

(会長) 事務局からの提案について、再度、説明を求める。

(事務局) ごみ処理原価を算定する方法は、環境省が示した一般廃棄物会計基準に基づいて算定する。3年間のごみ処理原価が10キログラム当たり146円となる。算出されたごみ処理原価を手数料に反映させるべき負担割合は100パーセントとする。以上3点である。

(会長) 事務局案について、賛成の方の挙手を求める。

《賛成多数》

### ③ 答申について

◇答申(案)について説明(事務局)

(近藤委員) 付帯意見には年限を記載しないのか。

(事務局) 工事請負契約の竣工時期は平成33年9月であり、何事もなければそのタイミングとなる。だが、いくつか懸念事項があり、一番大きなものは用地の問題がある。工事請負契約を締結し、地権者との契約が進んでおり、今日時点で全体の半分が正式契約となった。残り半分は代替地等を希望している地権者がいるが、代替地の契約が済まないに進まない。明確に反対している方はほとんどいないが、そうした手続き上の問題があり、明確な時期を出すのは非常に難しい。B焼却施設の稼動に合わせて見直しをするという表現にさせてもらうと有難い。

(近藤委員) 透明性が一番重要だと考えており、住民に理解してもらわなければならない部分が、今回の場合は複雑である。他施設の状況を考慮し、付帯意見として答申書に記載をお願いします。

( 会 長 ) 事務局案として、ごみ処理手数料は 146 円、付帯意見として、1 円単位について考慮を求める、B 焼却施設の稼動に伴い手数料を統一するための見直しを行うことが提案された。事務局案について、賛成の方の挙手を求める。

《賛成多数》

( 会 長 ) 連合長への答申は、副会長と 2 人で 9 月 6 日に実施する。

**(2) その他**

《特になし》

**5 閉 会**

(17 時閉会)